
今月のテーマ 平成23年度相続税改正

平成23年度税制改正大綱が昨年閣議決定され、相続税はほぼ増税といった内容となっています。これまでは相続税がかからないとされていた方であっても、この改正によって、かかることになった方も多いと思いますので、一度の相続税の試算をしてみることをお勧めいたします。(なお平成23年税制改正大綱は、震災の影響もあり、執筆時点においては法律として成立していません。そのため、実際に施行された場合にはこの記載内容と異なることがありますので、その旨ご了承ください。)

1. 基礎控除の引き下げ

亡くなった方の財産の価格の合計額が相続税の基礎控除額以下であれば相続税がかかりませんが、その基礎控除額が今回の改正により6割の水準に引き下げられることになりました。

改正後(案)	改正前(現行)
3,000万円+600万円×法定相続人の数	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

2. 税率の引き上げ

税率構造が6段階から8段階に改正され、最高税率は55%に引き上げられました。

改正後(案)			改正前(現行)		
法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	控除額	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円	3億円以下		
6億円以下	50%	4,200万円	6億円以下	50%	4,700万円
6億円超	55%	7,200万円	6億円超		

3. 死亡保険金の非課税の制限

死亡保険金のうち非課税となる金額の計算について、対象となる「法定相続人」に制限が設けられました。なお、「被相続人と生計を一にしていた」の意味は、国税庁のHPを参照ください。(国税庁HP タックスアンサー http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm)

改正後(案)	改正前(現行)
500万円×法定相続人(※)の数 ※未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた人に限られます。	500万円×法定相続人の数

4. 未成年者控除、障害者控除の引上げ

財産を取得した相続人等が未成年者・障害者に該当する場合の控除額がそれぞれ増加しました。

【未成年者控除】

改正後(案)	改正前(現行)
(20歳－相続開始時の年齢)×10万円	(20歳－相続開始時の年齢)×6万円

【障害者控除】

改正後(案)	改正前(現行)
一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×10万円 特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×20万円	一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×6万円 特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×12万円